

## 豊橋市上下水道局だより広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市上下水道局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊橋市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、豊橋市上下水道局広報誌「上下水道局だより」（以下「上下水道局だより」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定める。

(広告掲載の募集)

第2条 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者上下水道局長（以下「局長」という。）は、広告の募集を豊橋市上下水道局が主管する広告媒体等により行うものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は局長が必要と認めたときに行うことができるものとする。

3 局長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告の掲載規格等)

第3条 上下水道局だよりに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 掲載位置は裏表紙の記事中に配置。

(2) 枠数は3枠。

(3) サイズは縦50mm、横60mm。

(4) デザイン及び色彩は上下水道局だよりのイメージを損なわないものであること。

(広告の内容等)

第4条 上下水道局だよりに掲載できる広告の内容等については、要綱、基準及びこの要領に基づくものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、上下水道局だより広告掲載申込書（様式1）及び審査に必要な書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(広告原稿の作成等)

第6条 広告原稿は、第3条第3号及び第4号を満たすものとし、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定及び掲載順位等)

第7条 局長は、第5条の規定による申込みがあったときは、要綱、基準及びこの要領に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 上下水道局だよりは、その性格上、上下水道事業に係る事項を広報するため、広告掲載できる者は、別表1に定めることとし、上下水道事業に実績があり、かつ優良な事業者とする。

3 掲載する広告の順位は別表2で定める。

4 局長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、上下水道局だより広告掲載決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 上下水道局だよりの広告掲載料は1枠当たり10,000円以上(消費税及び地方消費税額を含む。)とする。

2 広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、局長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 局長は、広告の内容等が法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるとき若しくは要綱、基準及びこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第10条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 広告主から掲載取り止めの申し出があったとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、上下水道局だよりへの広告掲載が適切でないと局長が判断したとき。

2 局長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、上下水道局だより広告掲載取消等通知書（様式3）により広告主に通知するものとする。

（広告原稿等の変更）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は上下水道局だより広告掲載変更届（様式4）により、発行日の1月前までに局長に届け出なければならない。ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、上下水道局だより広告掲載申込書又は、添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 局長は、前項の規定により広告原稿等の掲載変更について決定したときは、上下水道局だより広告掲載変更決定通知書（様式5）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取り止め）

第12条 広告主は、自己の都合により上下水道局だよりへの広告掲載を取り止めることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り止めるときは、広告主は上下水道局だより広告掲載取り止め届（様式6）により発行日の2月前までに局長に届け出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第13条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、上下水道局だより広告掲載料還付請求書（様式7）を局長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(損害賠償請求)

第15条 第10条第1項第3号に該当する事由により豊橋市上下水道局が損害を受けた場合は、局長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、上下水道局だよりへの広告掲載について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の豊橋市上下水道局だより広告取扱要領の規定により作成されている様式1、様式4、様式6及び様式7は、改正後の豊橋市上下水道局だより広告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の豊橋市上下水道局だより広告取扱要領の規定により作成されている様式1から様式7は、改正後の豊橋市上下水道局だより広告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表 1 (第 7 条関係)

区 分		事 業 者
1	水道関連事業者	豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者の資格を有するもの
2	下水道関連事業者	豊橋市上下水道局排水設備指定工事店の資格を有するもの
3	水道及び下水道設備に関連する事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法で定める土木一式工事の資格を有するもののうち、豊橋市上下水道局競争入札参加資格を有するもの</li> <li>・給水装置及び排水設備の製造業又は卸売業を営むもの</li> </ul>

別表 2 (第 7 条関係)

第 1 優先項目		第 2 優先項目	
		第 1 順位	第 2 順位
第 1 順位	市内に本社又は本店を有する事業者	掲載提案額の高いもの	申込み順
第 2 順位	市内に支店又は営業所等を有する事業者	同上	同上
第 3 順位	市外の事業者	同上	同上

※ 広告の位置は局長が定める。

上下水道局だより広告掲載申込書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
 上下水道局長 様

申込者  
 住 所  
 氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)  
 (電話 局 番)

豊橋市上下水道局だより広告取扱要領第5条により、下記のとおり申し込み  
 ます。

記

広 告 掲 載 希 望 者	所 在 地	〒 ー	
	名 称		
	代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
広告掲載	上下水道局だよりNo.		
掲載提案額	円		
添 付 資 料	① 会社概要（登記簿謄本の写し等） ② 承諾書（市税の滞納額が無い証明を交付申請するためのもの） ③ 許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明する ものの写し ④ 広告原稿（電子データ）		

上下水道局だより広告掲載決定通知書

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道局長

年 月 日付で申し込みがありました豊橋市上下水道局だより広告掲載について、豊橋市上下水道局だより広告取扱要領第 7 条により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

広告掲載		上下水道局だよりNo.											
決定区分		<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない 理由 ( )											
広告掲載希望者	所在地	〒 -											
	名称												
	代表者役職名・氏名												
広告掲載料		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">金額</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table> (消費税及び地方消費税額を含む。)					金額	十	万	千	百	十	円
金額	十	万	千	百	十	円							

※広告掲載料は、同封した納入通知書により期限内に納付して下さい。

担当 豊橋市上下水道局 総務課

TEL ( ) -

FAX ( ) -

上下水道局だより広告掲載取消等通知書

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道局長

豊橋市上下水道局だより広告取扱要領第10条により、下記のとおり広告の掲載を取り消しましたので通知します。

記

広告掲載取消	上下水道局だよりNo.
広告掲載取消理由	

担当 豊橋市上下水道局 総務課

TEL ( ) -

FAX ( ) -



上下水道局だより広告掲載変更届

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道局長 様

申出者  
住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市上下水道局だより広告取扱要領第 11 条により、下記のとおり変更を届け出します。

記

掲載変更	上下水道局だより No.
掲載変更理由	
広告内容の変更	変更前  変更後  (広告原稿を変更する場合は、電子データも添付してください。)
その他 (所在地・名称等)	変更前  変更後

年 月 日

上下水道局だより広告掲載変更決定通知書

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道局長

豊橋市上下水道局だより広告取扱要領第 11 条により、下記のとおり通知します。

記

掲載変更	上下水道局だよりNo.
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載変更する <input type="checkbox"/> 掲載変更しない 理由 ( )
変更内容	

担当 豊橋市上下水道局 総務課

TEL ( ) -

FAX ( ) -

上下水道局だより広告掲載取止め届

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道局長 様

届出者  
住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市上下水道局だより広告取扱要領第 12 条により、下記のとおり届け出します。

記

広 告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載取止め		上下水道局だより No.
広告掲載取止め理由		

上下水道局だより広告掲載料還付請求書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道局長 様

申込者

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市上下水道局だより広告取扱要領第 13 条により、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

還付対象	上下水道局だよりNo.
還付理由	
還付請求金額	円